

国立大学法人東京農工大学職員兼業規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則                      (兼業の手続)                      第12条 (略)</p> <p>2 学長は、兼業の許可に関する権限を部局長等（国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項並びに第6条第1項及び第3項に定める組織及び施設の長をいう。）に委任することができる。ただし、第5条及び第6条に規定する兼業を除く。</p> <p>3 (略)</p>	<p>本則                      (兼業の手続)                      第12条 (略)</p> <p>2 学長は、兼業の許可に関する権限を部局長等（国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項、<u>第5条の2第1項</u>並びに第6条第1項及び第3項に定める組織及び施設の長をいう。）に委任することができる。ただし、第5条及び第6条に規定する兼業を除く。</p> <p>3 (略)</p>	

附 則(平成30年4月1日規程第12号)  
 この規程は、平成30年4月1日から施行する。